

一般質問要旨 (2010/09/24)

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

はじめに、知事の政治姿勢についてであります。

この夏の参議院選挙では、消費税増税問題が一つの大きな争点となりました。

国民の批判を受け、菅首相は「消費税は、逆進性を持つ」として低所得者対策を言い出しましたが、まさしく、消費税は、所得の低い方たちほど、負担が重くのしかかる税制です。

1997年の3%から5%の増税は、国民にとって5兆円もの負担増を招き、かえって国の税収は落ちこみ、今日に至るまで、財政赤字を拡大させてきました。

反対に、景気対策のために、一時的に消費税率の2.5%引き下げしたイギリスでは、1兆2000億円程度の消費拡大効果があったとの報告がなされました。

景気の低迷が続き、貧困と格差が広がる現状の中で、県民所得が全国下位5県に入っている本県において、消費税の増税が、県民の暮らしに計り知れない深刻なダメージを与えることになることは明々白々であります。

そこで、知事にお尋ねいたします。消費税の逆進性についての見解。また、消費税増税が与える県民生活への影響、景気を含めた地域経済への影響について、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

次に、普天間基地問題に関連しておたずねいたします。

徳之島への基地移設・訓練移転について、反対集会などで基地移設反対の意志を強く示し、さらに、その民意を直接、当時の鳩山首相に伝えたにもかかわらず、5月末の日米共同声明に徳之島の地名が盛り込まれました。その後、県は、8月にあらためて、徳之島3町長、議長などとの連名で、徳之島への訓練移転に反対であり行われぬよう強く要請する文書を送付されましたが、民主党代表選挙後、菅首相は、日米合意を推進していくと表明しました。このように、住民の意思よりもアメリカ政府との合意を優先する政府の姿勢について、率直な知事の感想をお聞かせください。

また、12月の霧島演習場での沖縄在駐の米海兵隊と自衛隊との日米共同訓練について、国からは「日米共同声明」とは関係ないという説明がなされたと聞きましたが、遑って6月には、霧島演習場を有する湧水町と鹿屋市に、自衛隊基地での訓練移転を盛り込んだ日米共同声明文書と閣議決定文書が送付されています。まさしく、今回の訓練は、日米合意の実績

作りであり、これを許せば、日米共同声明にゴーサインを出したことになってしまいます。宮崎県えびの市議会では、17日に、日米共同訓練は受け入れられないという決議があげられました。3町長と共に、徳之島への訓練移転に、明快に反対されておられる知事としては、同様に今回の日米共同訓練に対しても、きっぱりと反対の意志を表明すべきであります。見解を求めます。

次に川内原発3号機増設問題についてであります。

今年の3月議会において、知事は、「住民の意見も十分にお聞きして判断する」と答弁されておりました。国の環境アセスにもとづく公聴会や、県議会、地元市議会等で陳情者から直接意見を伺う機会などがありましたが、知事は、どのように住民の意見を聞かれたのでしょうか。

8月27日に開催された「知見に学ぶ会」について言えば、今回の専門家と言われる方たちは、原子力安全委員会委員長をはじめ、経済産業省や資源エネルギー庁の審議会や調査会のメンバーで、国の原子力政策の中核におられる学者の方たちです。反対する住民の疑問にも答えるという形をとりながら、「原発ありき」の論理の展開でありました。原発推進若しくは容認する立場の学者と合わせて、原発の危険性を訴える学者、その両方の意見を聞いてこそ、県民の様々な疑問に答えることができる真の知見に学ぶということになると考えます。

知事は、今議会でも、「県議会や地元のご意見を十分にふまえながら判断したい」と答弁されています。薩摩川内市では原発増設の是非を問う市民投票条例を求める署名が提出されています。知事としても、これから増設の可否の判断にあたって、関係市長や議会の意見と合わせて、直接住民の意見を聞くために、県民投票、最低でも意向調査等をすべきではありませんか。見解を伺います。

次に、県営住宅の建て替え問題について、お尋ねいたします。

この問題は、先日の公明党県議団の代表質問でも、苦言として触れられましたが、私も、企画建設委員会に入っておりませんので、このことを知ったのは、6月であり、大変驚きました。

3月議会の企画建設委員会の議事録によると、「鹿児島市内については、いずれはゼロにして、それを民間に売って新しい住宅政策を展開したいということが基本」「希望する人は、旧松元町にあるガーデンヒルズ松陽台の県営住宅への移転をすすめる」「15年程度の期間をもって現地から移転していただきたい」驚くばかりの内容です。

まず、確認をいたします。ここにある「原良団地の建て替え中止」の方針は並びに、将来の旧鹿児島市内での県営住宅をゼロにすると言う方針は事実ですか。お答えください。

この委員会での土木部長答弁に従って、問題点を指摘します。

第1には、原良団地においての建て替えが中止となり、15年くらいをめどに移転を進めるとなれば、その間、政策空き家が増え続け、住民の高齢化と人口の減少が進み、周囲の商店や診療所などの営業も成り立たなくなり、まち全体が活力のない、さびれた地域になってしまうのではないですか。

第2の問題は、「将来旧鹿児島市内での県営住宅をゼロにする」という方針です。今あるところは、民間に譲渡して、民間住宅が展開されるとありますが、民間住宅は、公営住宅と比較して、家賃は当然高額で、「便利なところには金持ちしか住めない」「お金がない人は、多少不便でも郊外で我慢をせよ」ということになるのではないですか。

住宅というのは、生活基盤であって、基本的人権に係わる問題です。「公営住宅法」第1条には、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し」「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。旧鹿児島市内から県営住宅をなくすことは、これに反することになるのではないですか。

第3には、この建て替え中止が、住民に全く知らされず進められようとしていることです。県は、現地での建て替え計画を進めるにあたって、事前に原良団地の全住民を対象にアンケートを取られました。回答率91.9%。建て替え事業に賛成は、94.3%。建て替え後、原良団地に引き続き住みたいという方が90.9%。2006年の住棟管理人、自治会役員への説明会を皮切りに、全住民を対象に、棟毎に、5日間にわたって詳しい説明会も開かれ、建て替え年次計画図案や工程表案、間取りの平面図案まで示されました。

そして、その後、1期工事の着工、完成、入居、2期工事の着工。その様子を見ながら、住民のみなさんは、「早く自分たちの棟の番にならないか」と、楽しみに待っておられました。それが、一方的に、議会の委員会で建て替え中止の方針の説明。住民無視も甚だしいのではないですか。

以上、この指摘した3点について、それぞれどのように考えられているのか見解を求めます。

次に、なぜ、建て替えが始まっていながら、突然の中止の方針が示されたのか、その理由についてです。今、述べたように、住民に説明を行い、実際に建て替え事業が始まったものが、急遽中止になるというのは、理解できません。どう考えても知事の意志が強く働いてい

るとしか思えません。知事におたずねいたします。なぜ、急遽、建て替えを中止するというのか、その理由をお聞かせください。

現地での建て替えをしない理由について、委員会の中で部長の説明の中に、「公社の財政支援」もあるとされていますが、私は、県住宅供給公社の財政状況が大きく関わっていると思います。

そこで、まず、住宅供給公社の財政状況についての認識とそういう状況に至った原因について、お尋ねいたします。

また、今回の県営住宅建て替え中止に、住宅供給公社の財政問題があるとするれば、原良団地の住民には、その責任は全くなく、公社の失政のツケを住民に転嫁することになるのではないか。見解を求めます。

茨城県住宅供給公社が、破産をしました。そこに至る過程の議論の中で、公社の経営責任が問われています。茨城県出資団体等経営検討特別委員会からの意見書において、「法的に責任を問えない場合であっても、経営人による事業の見直し等が適切に行われていれば、借入金や金利負担の増加等による財政負担を抑制することはできたものとする」として、県の指導監督責任を明らかにすると知事、副知事及び関係者の給料、退職手当を減額または返納、公社役員については、法的責任は問えないとしても経営判断などに対して道義的責任を問うこととして、退職金の全額又は一部の返納を要請し、実際に返納がなされました。

本県でも歴代知事や退職した県の幹部職員が理事長を務めてこられました。公社の借入金にかかる金利負担だけでも年間1億4千万円です。公社への財政支援として行った県からの114億円あまりの無利子貸付について県が負担する利息も年間約1億6千万円です。

このような状況に陥っていることに対して、茨城県と同様に、県としての指導監督責任、公社役員の道義的責任があると考えますが、知事は、どのように考えられますか、見解を求めます。

この問題の最後に、建て替え中止方針について、原良団地のみなさんへの説明を行い、直接、意見を聞くべきであります。今後どうされるのか、お尋ねいたします。

次に特別支援学校のスクールバスについてです。

現在、串木野養護学校は、スクールバス2台が走っています。1台は、郡山線、もう1台は川内線です。この川内線のバスは、座席は49席、補助席が11席。このバスに児童生徒58人が乗って通学しています。

私は、9月の中旬に実際にこのスクールバスに乗車させてもらいましたが、本当に、どんどん座席や補助席が埋まっていきました。子どもたちは大変落ち着いていて乗車していましたが、もし、何かあったとき、介助員は指導や安全確保のためのバスの中の行き来もできません。

今年度入学した薩摩川内市在住の4人の新1年生は、スクールバスに乗れずに、自家用車で通学しています。保護者の方たちは、体験入学にも参加しており、入学すると分かっていたのに、自分の子はどうしてスクールバスに乗れないのか嘆いておられます。実は、この4月からは、高等部の生徒3人が、スクールバスの利用をやめて、新しくできたJRの駅を利用して、自力通学を始めました。このように、今年度の4月の段階で、補助席まで含めての定員を上回るスクールバスの利用希望者がいることが分かっていたのに、バスの増便はなされませんでした。

来年度からの串木野養護学校への入校を希望している保護者の中には、車の運転免許を持たない方もおられます。試しにJRとバスで乗り継いで学校へ行って見たけれども、自分一人だけでも大変で、障害を持った子どもを連れて毎日通うとなるととても大変だと感じた。どうしても、スクールバスに乗せてほしいと言われていています。

現状の解決のためには、早急に、バスを増便するしかないと思われれます。川内線を是非増便していただきたい。見解を求めます。

次に、スクールバスのリフト化の問題です。出水養護学校は、創設当初から、本県最初の知肢併設の学校であり、スクールバスも現在6便全部が、リフト付きバスです。串木野養護学校と牧ノ原養護学校は、19年度から肢体不自由児の受け入れをはじめ、現在、知肢併設の学校ですが、スクールバスは、牧ノ原養護は6台中1台だけがリフト付きで、串木野養護学校は、2台とも、普通の観光バスの仕様です。

リフトが着いていないため、歩行ができない子どもたちを介助員や保護者が、抱きかかえて乗り降りをしています。バスの乗降口は狭くて高い階段があり、抱きかかえての乗り降りは大変です。現在、知肢併設の養護学校全体のスクールバス23台のうち、リフト付きバスは9台のみとなっています。毎日の通学の安心・安全を保障するために、早急にスクールバスをリフト付きに切り替えるべきです。計画を立てて年次的にリフト化をすすめるべきと考えますが、見解を求めます。

もう1点、スクールバスの介助員の身分に関してとりあげます。

昨年度に大島養護学校でスクールバスが増便されたおりに、介助員が、県職員の用務員ではなく、バス会社への業務委託となりました。私は、これまでも繰り返し、スクールバスの介助者は県の職員があたるべきだと訴えました。当時の義務教育課長は、「介助職員というのはその場だけ子供を見ていればいいというのではなく、体調や機嫌など熟知していなけれ

ばならない。現在でも、介助職員は学校の授業補助に当たることが多く、バスに乗っている時間以外にも学校の中で常に子供たちと接して、先生と連絡をとっている。そうしたことによって適切な対応ができていると考えている」と答弁されました。その通りだと思います。今回、スクールバスの増便を要求いたしました。大島養護学校のスクールバスの例とならないよう、県の職員を配置すべきであると考えますが、見解を伺います。

私は、議員になって、7年半、県民の暮らしと福祉を守る立場で、特に県民の命と健康にかかわる医療費の負担軽減を求めてまいりました。

その中で、私は、この間、子どもたちの健やかな成長を願って、子どもの医療費助成の年齢引き上げと現物給付化を要求してまいりました。私が議員になった当時は、県の制度として、医科は6歳未満、歯科は4歳未満であったのが、現在は、どちらも就学前までに引き上げられ、支給方法も、自動償還払いへと前進しました。その一方で、年齢引き上げと引き替えに所得制限を導入されたことは、大変残念に思います。

今、県下の自治体では、8市町村が対象年齢を県に上乗せをして引き上げています。自己負担額も、ゼロにしている21市町村を含め、32の市町村が、県に上乗せをして自己負担額を少なくしています。薩摩川内市、十島村、大和村では中学校3年生まで無料です。

そこで、お尋ねいたします。子ども医療費の助成対象の年齢引き上げが進んでいることは、その子育て世代の住民と子どもたちにとって、どのような役割を果たしていると考えられますか。

また、地方自治体としては、県同様に財政的に厳しい現状であると思われませんが、県のしくみよりも独自に上乗せして、年齢引き上げや自己負担なしを進めていることについて、県が将来の鹿児島のあるべき姿として示しておられるか。ごしま将来ビジョンの挑戦2の「生涯を通じて安心して暮らせる社会づくり」の5番目、「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」にとりくんでいる県として、どのように評価をされるでしょうか。

さらに、先に示したような県の要綱に上乗せして助成をおこなっている自治体と、県の要綱通りに、助成対象が就学前までで、3000円の自己負担がある自治体とが混在しています。このように住んでいる場所によって、子どもの医療費の助成の対象年齢等の条件が違っていることについてどのように考えられますか、見解を伺います。

乳幼児医療費助成制度に関してのもう一つの課題が、現物給付の問題です。長崎県では、知事が選挙で掲げていたマニフェストに基づいて、来年度から、乳幼児医療費助成制度に現

物給付を導入するとして必要な予算が9月議会に提案されました。これで、九州・沖縄で、現物給付を導入していないのは、沖縄県と本県だけになってしまいました。

本県で、現物給付を実施しない理由の一つに、国保会計に対して国庫負担を削減するペナルティが科せられるということをおられますが、山口県や島根県、佐賀県などは、現物給付がなされ、それによって発生する国保のペナルティに対して、県が助成を行っています。

国の市町村国保に対してのペナルティはもちろん許せませんが、それを理由に現物給付に踏みださない本県と、それでも現物給付を実施し、ペナルティ分を助成している佐賀県などとの違いは何でしょうか。子育て真っ最中の若い世代は、厳しい雇用状況の中で、収入も不安定な世帯が少なくありません。財布に十分なお金がなければ、病院に駆け込むことができない現状を一日も早く変えていただきたい。本県でも、子どもたちの健やかな成長と子育て支援の立場から、現物給付に踏み切るべきです。見解を求めます。

子どもの医療費と並んで切実になっているのが、高齢者の医療費負担です。以前の老人保険制度では、保険料を滞納しても「資格証明書」の発行対象から除外されていたものが、後期高齢者医療制度では、75歳以上の人も保険料を滞納すれば「資格証明書」の発行対象となりました。しかしながら、前政権下でも、「高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないように」とされており、更に、政権交代後は、原則として資格証明書は交付しないとする基本方針が示されています。これは、高齢者にとって、無保険状態というのは、命に関わる危険があるということが明らかであるからです。

ところが、今、本県では、7月末現在、1,017名もの短期保険証の発行が決定されています。短期保険証について市町村国保で行われていることは、1ヶ月とか3ヶ月とかの短期保険証の期限が切れると役所の窓口に行って、いくらか保険料を払って、次の保険証をもらうのですが、滞納している人中には、払うお金がなくて、役所には行けないのです。切れた保険証を見ながら、病院に行くのを我慢して、治療も受けられず、薬ももらえず、我慢して暮らしているこれが現実です。

そもそも、後期高齢者医療制度の保険料は、年金が月額1万5千円以上ある人からは、年金天引きが行われており、保険料を滞納している人たちは、その多くが、年金が月に1万5千円以下の人、もしくは全く年金がない、無年金の人たちです。保険料が払えないために短期保険証が交付され、その期限が切れたら、病院にかかれぬ。高齢者にとって、病院にかかれぬのは、死ぬというのと同じです。「金の切れ目は命の切れ目」です。短期保険証では、高齢者の命は守れません。短期保険証の交付はやめて、正規の保険証を交付すべきです。県としての見解を伺います。

次に国保の負担の軽減について、取り上げます。

本来、市民の健康を下支えするはずの国民健康保険が、高すぎる保険料によって貧困を拡大しています。鹿児島市が示している国保税額早見表によると、収入が年間311万円の40歳代の夫婦と子ども2人の4人家族の世帯で、年間の国保税は37万7,400円になります。収入の実に12%が国保税に消えていくことになります。国保の加入者は、自営業者に加えて、現在は退職者や無職者が過半数となっています。その中で、これだけの重たい負担です。これだけの負担についての見解をお聞かせください。

国民健康保険を安心できる医療制度とするには、根本的な制度改革が必要です。低所得者が多く加入する国保は、そもそも手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。しかも、失業者や非正規労働者の増加や自営業者や農林漁業者の経営難・廃業の加速など、“国保の貧困化”が急速に進行しています。ところが、国は、国保に対する責任を次つぎと後退させ、1984年から2007年の間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は約50%から25%へ半減し、一人当たりの国保税は3万9千円から8万4千円へと2倍以上に引きあがりました。さらに、2003年度には、都道府県に市町村国保にたいする法定の支出金として、それまで国が負担してきた部分を都道府県に肩代わりさせる仕組みが作られました。国民皆保険と国民の健康を支えるためには、国保への国庫負担を計画的に1984年度の水準に戻し、国保料税をだれもが払える水準に引き下げ、国保財政の立て直すことが必要です。県としても、国に対して、国保への国庫負担の割合を元に戻すよう要求すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

国保税の負担軽減につながるものとして、法律に定めがなく、都道府県が独自の条例や要綱等にもとづく独自の支出金が他県でも支出されておりますが、本県でも、1978年度～86年度までは支出されておりました。県民の命と健康を守るために、国保税の住民負担をおさえる役割を果たす県独自の市町村国保への財政的支援を復活すべきと考えますが、見解を伺います。

国は国保法第44条に規定されている一部負担金減免制度について、その適正な運用に関するモデル事業に取り組み、それを踏まえて、今回、一部負担金の減免制度に係わる新たな基準を示し、その減額分の1/2を国が調整交付金で負担するとした厚労省の通知とQ&Aを出しました。これまで、国による具体的な運用基準や財政支援がなく、本県でも、減免制度をもち実績がある市町村は一部でありました。Q&Aの中では、保険税を滞納している世帯であっても新基準に該当する場合は減免を行うことや、そうした世帯は保険証とりあげの対象とならない「特別の事情」に該当する可能性がある」と指摘し、保険証の取扱に留意を促しています。

県においては、低所得者の医療費の負担軽減につながる、この国の通知を活かしていく施策が求められると思いますが、国保の主体である市町村に対して、県として、県民の命と健康を守る立場から、この通知をどのように活かしていかれるのか伺います。

私が、福祉の充実を求めるといつも答弁でなされるのが、「県財政の厳しさ」であります。それでは、ムダはないのか、と言う点でもわが党は、これまで、議案を精査し、県政の無駄遣いを指摘してきました。

その象徴と言える人工島、「マリンポートかごしま」の2工区について、現在、1260万円で設計委託がなされています。その中には、緑地や駐車場、防災関連設備としてシェルターや防災トイレなどの基本設計が含まれていますが、この間、私が指摘しているように、災害後の対応空間として、本当に海の中に突き出た人工島がふさわしいでしょうか。予想される災害としては、台風、地震、豪雨などがありますが、その被災者が海に囲まれた人工島で、たとえ短期間でも避難生活が送れるのか、誰が考えても非現実的であることは明らかであります。

現在、1工区の維持管理費に年間1億6000万円が費やされています。今回の1260万円の設計委託や、今後、シェルターや防災用トイレなどを整備するお金があれば、特別支援学校のスクールバスの増便やリフト化は直ちに可能です。乳幼児医療費助成の充実も可能ではないでしょうか。これ以上人工島に事業費を費やすべきではないと考えますが、見解を求めます。

最後に、霧島市内に作られようとしている大規模養豚場の問題について取り上げます。先日の県民連合の代表質問において、企業の在り方や県としての手続き上の問題など、いくつもの問題点が浮き彫りになりました。

本来、産業というのは、雇用をうみだし、地域の振興に寄与すべきものであります。その中でも農業は、自然に働きかけ、人の命の源である食を作り出す大事な産業です。自然との共生の中ではぐくまれる産業です。

しかし、この養豚場は、年間30万頭の豚の出荷を計画、1日に1000頭をこえる出荷で、常時15万頭の飼育がなされるという規模で、この豚舎や堆肥か施設などからの排水は、手籠川を経て天降川へ、そして錦江湾の最も湾奥に注がれることとなります。

本県では、昭和54年以来、「鹿児島湾ブルー計画」を策定し、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう総合的な環境保

全対策を講じ、水質汚濁防止法の基準に上乘せした基準を設けて、鹿児島湾の環境保全に取り組んでおられます。しかし、水質汚濁防止法では、排水の濃度規制はされていますが、総量規制はされていないため、基準をクリアしていても環境への負荷が大いに懸念されるところです。

県の鹿児島湾ブルー計画推進の立場から考えたときに、この養豚場からの排出水による鹿児島湾奥への水質環境への影響について、見解を伺います。

合わせて、漁業への影響についてもおたずねいたします。

また、県が将来のあるべき姿を示した「かごしま将来ビジョン」の地域版、「始良・伊佐地域将来ビジョン」では、まず第1に「本物を実感できる観光地の形成」が掲げられています。その貴重な観光資源そのものの景観や悪臭、水質悪化などマイナスの影響を与えるのではないかという先日の県民連合の代表質問での同様の質問に対して、観光交流局長は、「環境影響評価制度において、十分な配慮がなされることが必要と考える」と答弁されました。

以上のことから、環境保全の面からだけでなく、観光振興、漁業振興の面からも、県環境影響評価条例に基づく調査並びに手続きが、大きなカギを握っていることが明らかであります。

本条例に基づく環境影響評価は、事業者が実施することになっており、(株)鹿児島農畜産研究公社が県環境技術協会に3,360万円で委託していると聞いています。実際に事業を行おうという業者が、多額の委託金を支払って行うのが、この環境影響評価であります。条例を定めている県として、いかにして調査において、客観性を担保されるのか、お尋ねいたします。

そのためにも、今後、調査が行われ、準備書が作成されたうえで、住民への広告・縦覧、説明会や関係市長の意見の聴取や公聴会の開催、そして知事の意見など、一つひとつの手続きが重要になってくると思われませんが、本条例の運用にあたっては、条例にある「事業に係わる環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」との規定に添った形で、環境影響評価がなされるべきであると考えますが、見解を伺います。

【県営住宅建て替え問題】

●中止の理由について

建て替えを中止するとされた理由について、いくつか述べられましたが、それは、現地で建て替えを進めるときから分かっていたことです。その上で、現地での建て替えをすすめるべく、住民のみなさんにアンケートを取り、実際に工事も始まっています。

私が伺っているのは、始まっていた現地での建て替えが中止になったかです。再答弁を求めます。

共産党県議団では、住民のみなさんにアンケートを取り、声を寄せていただきました。紹介いたします。

- ・中止と聞いてびっくりした。青天の霹靂。
- ・明和に住んで36年、他の所に住むとは考えられません。年数が遅れても建て替えを続けてほしいです。
- ・アンケートを取って、希望を書かせたりと準備をさせて、期待だけさせてあんまりだと思えます。
- ・明和が非常に気に入っており、この地で骨を埋めたいとおもっています。郊外に移転したくありません。（高齢の夫婦）
- ・一方的な都合だけで決めないでほしい。住民は住民で最初の計画に基づいてその準備をしているのだ。（高齢の単身者）
- ・計画通り、建て替えをすすめるべき。説明も無いことは住民を馬鹿にしている。

このような声がたくさん寄せられています。

同時に、このアンケートでは「住宅で困っていることはないか」ということも伺いました。ほとんどの棟の外壁が崩れ落ちている箇所があり、建物が老朽化していることは、外観からもありありで、だからこそ建て替えが行われるものと、私は思っていました。住民のみなさんからも訴えは、予想を超えるひどい実態でありました。

- ・ふすまや窓が傾いて閉まらない
- ・床がぶよぶよ
- ・大雨、台風の時、窓やサッシが傾いているのできちんと閉まらず、雨が入ってくる。
- ・お風呂のコンクリートが落ちてきます。窓の開け閉めがかたくてどうにもならない
- ・4、5階は水圧が弱いために洗濯に2時間かかる。全自動の洗濯機は、水がなかなかたまらないため、途中で止まってしまう。
- ・4、5階はシャワーが使えない。トイレも十分に流れない。湯沸かし器も設置できず、冬も冷たい水で洗い物をしている。

・兄弟はともかく、友人・知人は呼べる様な状況ではない。トイレ、お風呂、パラパラ落ちてくるので困る。

等々たくさん寄せられています。それでも「もうすぐ建て替えをしてもらえるのだから我慢してきた」と訴えるかたもありました。

長年住み慣れ、この住宅がふるさとになっている方もたくさんあります。「公営住宅法」のたびたびの改悪により、同居している息子や娘たちへの承継もできなくなっていることや、入居にあたっての所得制限を厳しくしていることにより、高齢者や母子世帯、一人世帯等が多くない、10km離れた「松元や伊集院へ移ってください」と言われても、住民のみなさんは、とても容認できるものではありません。

一定戸数を現地で建て替えるという答弁でしたが、一定ではなく、希望しておられる方たちが、全て住み続けられるように、現地での建て替えを早急で行われるよう、強く要望いたします。

【スクールバス】

串木野養護学校のスクールバスについて、子どもたちも、介助員も、保護者も安心できる通学の保障のために、バスの増便を重ねて強く要求いたします。

【養豚場問題】

住民のみなさんは、ふるさとの川、清流手籠川の汚染や畜舎用水のためのボーリングによる水不足、地下水汚染への心配、漁業への影響、観光への影響など多くの心配をされています。一度壊された自然、環境を元に戻すのは大変困難です。

霧島の豊かな自然と環境、住民の生活を守るために、県がしっかりと役割を果たされることを強く望みます。

【まとめ】

「財政が厳しいという理由で、自分たちが我慢させられていることは納得がいかない。」
「公正・公平な県政であってほしい。」
「住民に対して納得のいく説明責任を果たしてほしい。」
住民のみなさんは、このような願いを持っておられます。

人工島の在り方も問いましたが、何よりも、県民の納得のいく、県民本位の県政の執行を強く要求し、私の質問を終わります。